

令和5年10月26日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
株式会社弘洋第一コンサルタンツ 東京都杉並区和泉1-22-19
令和5年10月26日～令和6年1月25日（3ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である(株)弘洋第一コンサルタンツは、関東支社 所沢管理事務所発注の「関越自動車道 所沢管内橋梁補修設計」において、支承取替設計における設計計算書の設計条件（支承反力）と図面の不整合及び落橋防止構造物設計における設計要領との不整合が確認されるという過失による粗雑工事等を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上